

下関市起業資金融資要綱

平成30年3月20日制定

(目的)

第1条 この要綱は、本市において新たに起業しようとするもの又は起業した中小企業者が必要とする資金を融資することにより、中小企業者の創業機会の拡大及び雇用の促進を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条に掲げる業種に属する事業をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定するものをいう。
- (3) 金融機関 この融資を取り扱う金融機関として市長が指定した別表第1に定めるものをいう。

(融資の対象者)

第3条 融資を受けることができるものは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 下関市税の納付状況が良好なもの
- (2) 下関市内において新たに事業を開始（以下「開業」という。）しようとするもの又は開業した日（法人にあってはその設立の登記をした日）から起算して5年未満の中小企業者

(融資条件)

第4条 融資の条件（以下「融資条件」という。）は、別表第2に定めるとおりとする。

(認定)

第5条 融資を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の号に掲げる書類を提出し、市長の認定を受けなければならない。第4号から第9号までは、資金使途に応じて提出するものとする。

- (1) 起業資金融資認定申請書（様式第1号）
- (2) 個人においては住民票の写し、法人においては商業登記の履歴事項全部証明書
- (3) 市税滞納なしの証明書
- (4) 許認可証の写し（許認可事業の場合のみ）
- (5) 見積書
- (6) 店舗賃貸借契約書
- (7) 工事請負契約書

- (8) 土地売買契約書又は土地賃貸借契約書
 - (9) 施設配置図、設計概要図、仕様書
 - (10) その他必要となる書類
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、記載内容を確認及び審査し、認定する場合においては認定する旨を起業資金融資認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）により申請者に通知し、認定しない場合においてはその理由を付した書面により申請者に通知する。
- 3 融資を認定されたもの（以下「申請認定者」という。）が、当該通知の日から起算して6月を経過しても金融機関に融資の申込みをしないときは、当該通知に係る融資の認定は、その効力を失うものとする。

（融資の申込み）

第6条 申請認定者は、申込み先の金融機関が指示する書類に加えて、次の各号に掲げる書類を金融機関に提出しなければならない。

- (1) 認定通知書
 - (2) 経営状況の把握できる書類
 - (3) 山口県信用保証協会（以下「保証協会」という。）所定の信用保証委託申込書
 - (4) その他金融機関が必要と認める書類
- 2 申請認定者のうち融資利率の引き下げの適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を金融機関に提出しなければならない。
- (1) 特定創業支援事業修了者（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第113条第4項に基づく認定創業支援事業計画に記載された特定創業支援事業を修了したもののうち、市から当該事業を修了したことを証する書類の交付を受けたものをいう。）の場合は、その修了したことを証する書類
 - (2) 創業支援カフェを利用したものの場合は、その利用したことを証する書類
- 3 金融機関及び保証協会は、前2項の規定により融資の申込みを受けて、融資をすること又は融資の保証をすることが適当と認めたものについては、速やかに融資実行に向けた手続きを行わなければならない。

（認定の取消し等）

第7条 市長は、融資を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により不正に融資を受けたとき。
- (2) 認定申請書に定める以外の用途に資金を流用したとき。
- (3) 融資により借り入れた資金の償還を怠ったとき。
- (4) 第5条第2項の規定による認定を受けた事業を中止したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、この要綱に違反した場合で、市長が融資を認定すること

が適当でないとき。

- 2 市長が、前項の規定により融資の認定の取消しを行った場合は、金融機関は、その融資に係る原資を速やかに返還しなければならない。

(金融機関の遵守事項)

第8条 金融機関は、融資を実行する場合において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 融資条件に基づいて融資を行うこと。
- (2) 歩積及び両建預金の条件を付さないこと。
- (3) 一般業務との区別を明確にしておくこと。

(保証協会及び金融機関の報告)

第9条 保証協会は、毎月末における保証の状況を起業資金融資保証状況報告書(様式第3号)により、翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

- 2 金融機関は、前条の規定により融資を実行したときは、起業資金融資実行報告書(様式第4号)により、当該実行の日の属する月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

- 3 金融機関は、前項に定めるもののほか、毎月末における融資の状況を起業資金融資状況報告書(様式第5号)により、当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(原資の預託)

第10条 市長は、金融機関から前条第2項の規定による報告を受けたときは、予算の範囲内において、当該金融機関に原資を預託するものとする。

- 2 前項に規定する原資の預託に関し必要な事項については、金融機関と別に覚書を締結して定めるものとする。

(調査)

第11条 市長は、必要と認めるときは、融資を受けた者又は金融機関に対し必要な調査を行うことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に第5条に規定する認定の申請をしたものから適用する。

(経過措置)

- 2 前項の施行日前にこの要綱による改正前の下関市起業資金融資要綱に基づく融資を受けた者に及び第5条に規定する市長の認定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の第5条第1項の規定により融資の申込みをしている者の取扱いについては、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

金 融 機 関

次に掲げる金融機関の下関市内にある本店又は支店

山口銀行 西京銀行 西中国信用金庫 三井住友銀行 福岡銀行 西日本シ
ィ銀行 商工組合中央金庫 信用組合広島商銀

別表第2（第4条関係）

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	運転 800万円 設備 1,500万円 併用 1,500万円（運転800万円まで）
融資期間	運転 6年以内（うち据置1年以内） 設備 10年以内（うち据置1年6月以内） 併用 10年以内（うち据置1年6月以内）
融資利率	責任共有制度対象 5年以内年1.5% 5年超年1.7% 責任共有制度対象外 5年以内年1.3% 5年超年1.5%
	1 第6条第2項第1号に規定する書類を添付したものについては、上記融資利率から0.2%引き下げる。 2 第6条第2項第2号に規定する書類を添付したものについては、上記融資利率から0.1%引き下げる。 3 前各項いずれの書類も添付したものについては、上記融資利率から0.3%引き下げる。
償還方法	月賦償還
保証人	原則として法人代表者以外は徴求しない。
担保	必要により徴求する。
保証料率	山口県信用保証協会が定める保証料率

年 月 日

（あて先）下関市長

住所又は所在地
申請者 事業所名
氏名又は代表者
連絡先 （ ）

起業資金融資認定申請書

下記のとおり下関市起業資金融資要綱による起業資金融資を受けたいので、その適用について認定を申請します。

記

- 1 融資申請額 運転資金 _____ 千円
 設備資金 _____ 千円
 併 用 千円（うち運転資金 _____ 千円）
- 2 融資期間 _____ 年（うち据置き 年 月以内）
- 3 借入希望金融機関 _____

4 経歴

5 開業計画の概要

(1) 開業する事業の着手予定時期

(2) 開業する事業の内容、特徴等

1 事業の内容

2 事業の特徴

3 開業地

4 事業形態

6 資金計画

(単位： 千円)

支 出		収 入		
区 分	金 額	区 分	金 額	備 考 (借入期間等)
運 転 資 金		自 己 資 金		
		借 入 金		
		起業資金融資		
		(別枠) 金融機関		
設 備 資 金		(別枠) 金融機関		
		そ の 他		
合 計		合 計		

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

（宛先）

下関市長

起業資金融資認定通知書

年 月 日付けで申請のありました起業資金融資の認定について、下関市起業資金融資要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり認定します。

なお、この通知書は、貸付けの決定を意味するものではありませんので、念のため申し添えます。

記

- 1 融 資 名 _____
- 2 融資認定額 _____ 千円（うち運転資金 _____ 千円）
- 3 融 資 期 間 _____ 年（うち据置き 年 月以内）
- 4 取扱金融機関 _____

5 認定の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、認定を取り消すことになります。

- ・虚偽の申請により不正に起業資金融資を受けたとき。
- ・認定申請書に記載した以外の用途に資金を流用したとき。
- ・起業資金融資により借り入れた資金の償還を怠ったとき。
- ・認定申請書に記載した事業を中止したとき。
- ・その他、市長が起業資金融資を認定することが適当でないと認めたとき。

6 備 考

この認定書を通知した日から起算して6月を経過しても上記金融機関に融資の申込みをされないときは、この認定はその効力を失います。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）下関市長

取扱金融機関

起業資金融資実行報告書

年 月 日付けで認定のありました起業資金融資に係る融資を下記のとおり実行しましたので、下関市起業資金融資要綱第9条第2項の規定に基づき、報告します。

記

融資の相手方					融資決定番号		年度 第 号	
融資金額	千円	融資日	年 月 日	融資利率	年	%		
据置期間	年 月 日 ~			年 月 日				
償還期限	年 月 日			資金用途				
償 還 計 画	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		
	第 回目	年 月 日	千円	第 回目	年 月 日	千円		

※ この償還表については金融機関所定のものでも換えられます。

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先） 下関市長

取扱金融機関

起業資金融資状況報告書

下関市起業資金融資要綱第9条第3項の規定により、 年 月 日現在の
融資状況を下記のとおり報告します。

記

（単位：千円）

融資決定番号	企業名	当初融資額 (A)	当月償還額 (B)	償還合計額 (C)	融資残額 $D = A - C$
合計					